

別記様式 50-1 (最終処分場用)

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	一般廃棄物の受入方法	歌志内市字東光の中・北空知廃棄物処理広域連合から排出される廃棄物を運搬車両によって受け入れる。		
	施設操業時の維持管理方法	別紙「維持管理計画書」のとおり ※維持管理基準に即した内容とすること。		
	埋立終了後の施設の維持管理方法	別紙「維持管理計画書」のとおり。		
	施設整備・点検の頻度	別紙「維持管理計画書」のとおり。		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	当該処分場における水処理施設事務所室内。		
	閲覧対応日時	9時から16時とする。		
	記録する事項、記録する時期及び備え置く期間	別紙「維持管理計画書」のとおり。		
異常時の連絡体制	別添「災害防止計画書」のとおり			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
放流水の水質	pH	6.0~8.0	5.8~8.6	1回/月
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	40	60	1回/月
	化学的酸素要求量(mg/L)	60	-	-
	浮遊物質(mg/L)	40	60	1回/月
	ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油)(mg/L)	-	-	-
	ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物性油)(mg/L)	-	-	-
その他項目に関しては、別紙「維持管理計画書」のとおり。				

東光最終処分場

維持管理計画書

歌志内市

# 維持管理計画書目次

1.	廃棄物の搬入管理	1
1. 1	廃棄物の種類	1
1. 2	廃棄物の量	1
1. 3	搬入情報管理	1
1. 4	搬入監視	1
2.	施設維持管理	2
2. 1	点検の手順	2
2. 2	点検方法及び頻度	3
2. 3	遮水工の管理	3
2. 4	雨水集排水施設の管理	4
2. 5	浸出水集排水施設	4
2. 6	処分場堤体の管理	4
2. 7	浸出液処理設備の維持管理	5
2. 8	調整池の管理	6
2. 9	発生ガス処理施設	6
2. 10	地下水観測井施設	6
2. 11	処分場施設の管理	6
3.	埋立作業管理	7
3. 1	管理項目	7
3. 2	出来形及び沈下の管理	11
3. 3	安全管理	12
3. 4	埋立作業の情報管理	13
3. 5	処分場の閉鎖	13
4.	環境管理	14
4. 1	浸出水の管理	14
4. 2	放流水の管理	15
4. 3	発生ガスの管理	15
4. 4	水質汚濁防止	16
4. 5	悪臭防止	17
4. 6	騒音・振動防止	18
4. 7	廃棄物の飛散防止	18
4. 8	衛生害虫獣対策	18
5.	処分場の廃止	19
5. 1	管理記録の保管	19
5. 2	廃止基準	19
5. 3	埋立地の遮水工	19

## 1 廃棄物の搬入管理

最終処分場周辺の環境汚染防止、施設の保全及び埋立作業の円滑化等を図るため、最終処分場への廃棄物の搬入時には、以下の項目について管理するものとする。

### 1. 1 廃棄物の種類

当該処分場へ搬入される廃棄物の種類については、当該事業者が別に設置する、廃棄物の中間処理施設から出される次の種類について、埋立処分する。

- ・ 燃え殻
- ・ 処分するために処理したばいじん及び燃え殻

### 1. 2 廃棄物の量

中間処理施設において計量した後、当該処分場へ搬入する。

- ・ 計画処分量 40,000 m<sup>3</sup>/15年
- ・ 1日当り搬入量 10t ダンプ・・・1台

### 1. 3 搬入情報管理

収集した搬入情報は月報により集計し、管理を行う。

### 1. 4 搬入監視

中・北空知廃棄物処理広域連合以外からの搬入がないか車輛等の監視を目視により行う。

## 2 施設維持管理

処分場施設の管理を行うためには、施設の日常点検及び詳細点検を行い、異常が発見された場合や所定の機能が発揮されない場合には直ちに対策を講じるものとする。

### 2.1 点検の手順

処理場施設の点検手順を図2-1に示す。

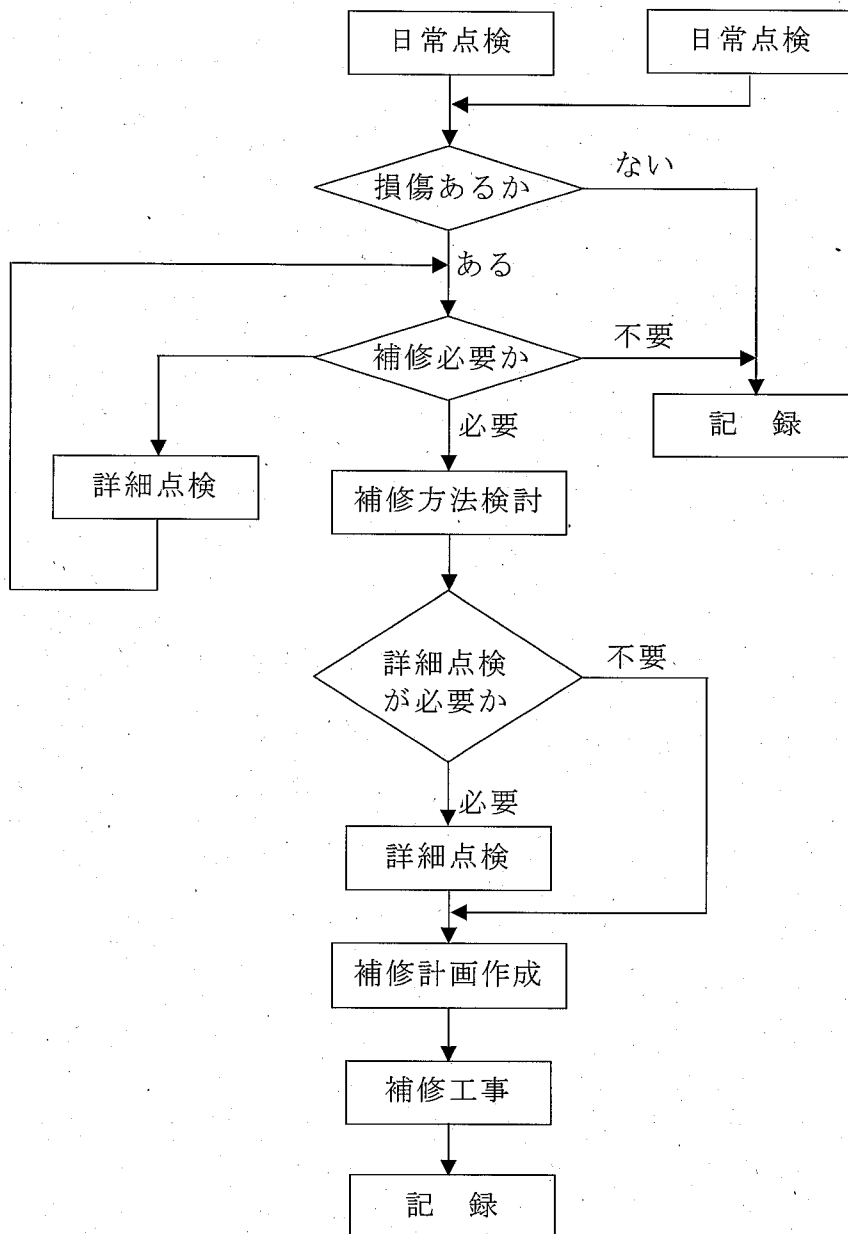


図2-1 点検の手順

## 2. 2 点検方法及び頻度

### 1) 日常点検

目視による点検を行うこととし、損傷箇所が生じた場合は、写真撮影により損傷の進行状態を記録する。

### 2) 詳細点検、異常時点検

地震時及び台風後等、必要に応じて実施する。

### 3) 日常点検項目

日常点検項目は、えん堤、遮水工、雨水集排水施設、浸出水排水施設、浸出水処理施設とする。

## 2. 3 遮水工の管理

### 1) 遮水工の保護

- ・ 廃棄物の荷重等により、遮水工が損傷しないよう遮水シートは不織布により保護することとし、また処分場底部には50cmの保護砂を施す。

### 2) 点検方法

- ・ 保護マットで覆われている為、遮水シートを直接目視することが出来ないので、表面の膨らみやへこみ箇所を見つけたら、その周辺の保護マットを剥がして点検する。
- ・ 廃棄物層の下に埋まっている状態では、処分場底部に設置する漏水検知システムを利用し、損傷の有無を検査する。

### 3) 遮水工の補修

点検の結果、補修を必要とする場合には、損傷の原因、範囲等を検討の上、以下に示す方法で補修することとする。

#### イ、損傷箇所が露出している場合

- ・ 損傷箇所の取り替え、接合部の接合直し
- ・ 補修剤による補修

#### ロ、遮水工が廃棄物層の下で損傷箇所が発見できない場合

- ・ 埋立地表面に遮水シート等で覆い、雨水の埋立地への流入を防ぐ

- ・ 大雨などにより埋立地内が貯留状態にある場合は、埋立地内にポンプ井を複数設置して、浸出水の水位を下げ、外部への流出を防ぐ
- ・ 遮水工補修時の埋立作業は、原則として停止する。

## 2. 4 雨水集排水施設の管理

### 1) 施設の清掃作業

U型溝、集水桝及び管渠等に堆積した廃棄物や土砂の除去等、排水施設の機能の維持に努める。

また、開渠について、夏季の降雨量が多い時期には事前に清掃を行う。

### 2) 施設の補修

- ・ コンクリートのひび割れや剥落は、パテ又は早強セメントにより、補修を行う。
- ・ 遮水シートをU型溝に埋め込んで固定した場所の補修については遮水シートの破損防止に注意して行う。

## 2. 5 浸出水集排水施設

浸出水集排水施設を損傷する原因としては、埋立作業中において損傷する場合は考えられる。

これは主として埋立初期における埋立機械等の衝撃力による破損が考えられ、以下に示す埋立作業規定により管理を徹底することとする。

- ・ 埋立廃棄物層の厚さが十分に厚くなるまでの埋立機械の運転上の注意や、作業方法についての作業教育を機械オペレーターに実施する。
- ・ 埋立方法を明確化し、作業員に周知する。

## 2. 6 処分場堤体の管理

処分場堤体の法肩部及び法面部等に、亀裂やはらみ出し等の変状がないか日常点検を行い、異常が認められる場合には速やかに補修を行う。

## 2. 7 浸出液処理設備の維持管理

- 1) 浸出液処理設備の点検、調整を定期的に行い異常を認めた場合には直ちに補修を行う。
- 2) 放流水の水質が下記の達成値に適合するよう維持管理を行う。  
またこの結果は記録し、処分場の廃止まで保存する。

表 2-1 放流水測定項目と達成値及び測定頻度

項 目	達 成 値	測定頻度
生物化学的酸素要求量 (BOD)	60 (mg/L) 以下	1 回/月 以 上
浮遊物質 (SS)	60 (mg/L) 以下	
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油)	5 (mg/L) 以下	1 回/年 以 上
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油)	30 (mg/L) 以下	
窒素含有量	120 (mg/L) 以下	
フェノール類	5 (mg/L) 以下	
銅	3 (mg/L) 以下	
亜鉛	2 (mg/L) 以下	
溶解性鉄	10 (mg/L) 以下	
溶解性マンガン	10 (mg/L) 以下	
クロム	2 (mg/L) 以下	
大腸菌 (1 cm <sup>3</sup> につき)	日間平均 3000 個以下	
燐	16 (mg/L) 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 (mg/L) 以下	
カドミウム及びその化合物	0.1 (mg/L) 以下	
鉛及びその化合物	0.1 (mg/L) 以下	
六価クロム化合物	0.5 (mg/L) 以下	
砒素及びその化合物	0.1 (mg/L) 以下	
シアン化合物	1 (mg/L) 以下	
有機燐化合物	1.0 (mg/L) 以下	
P C B	0.003 (mg/L) 以下	
トリクロロエチレン	0.3 (mg/L) 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 (mg/L) 以下	
ジクロロメタン	0.2 (mg/L) 以下	
四塩化炭素	0.02 (mg/L) 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 (mg/L) 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2 (mg/L) 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 (mg/L) 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 (mg/L) 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 (mg/L) 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 (mg/L) 以下	
チラウム	0.06 (mg/L) 以下	
シマジン	0.03 (mg/L) 以下	
チオベンカルブ	0.2 (mg/L) 以下	
ベンゼン	0.1 (mg/L) 以下	
セレン及びその化合物	0.1 (mg/L) 以下	
ほう素及びその化合物	50 (mg/L) 以下	
ふっ素及びその化合物	15 (mg/L) 以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	200 (mg/L) 以下*	
ダイオキシン類	10 (pg-TEQ/L) 以下	

\*アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計



## 2. 8 調整池の管理

浸出水調整池については、定期的に見視によりシート及び堤体等の損傷箇所がないか点検し、異常が認められる場合は速やかに補修する。

## 2. 9 発生ガス処理施設

ガス抜き施設が途中でずれたり、損傷を防止するため、次の対策を行うこととする。

- ・ ガス抜き施設の近隣を埋立てる際の作業方法を制定する。
- ・ 埋立機械オペレーター等への作業教育を行う。
- ・ ガス抜き施設の目詰まりを防ぐ為、フトン箆により保護する。

## 2. 10 地下水観測井施設

地下水観測井は埋立地から発生した浸出水による周辺地下水の汚染状況を監視する為、地下水の流れの上流側と下流側に設置する。当地は土質調査報告書（土質柱状図一覧）を基に、岩盤線傾斜が地下水流向と関連すると考え、図2-2のような地下水の流れを想定し、地下水観測井を2ヶ所設置する。

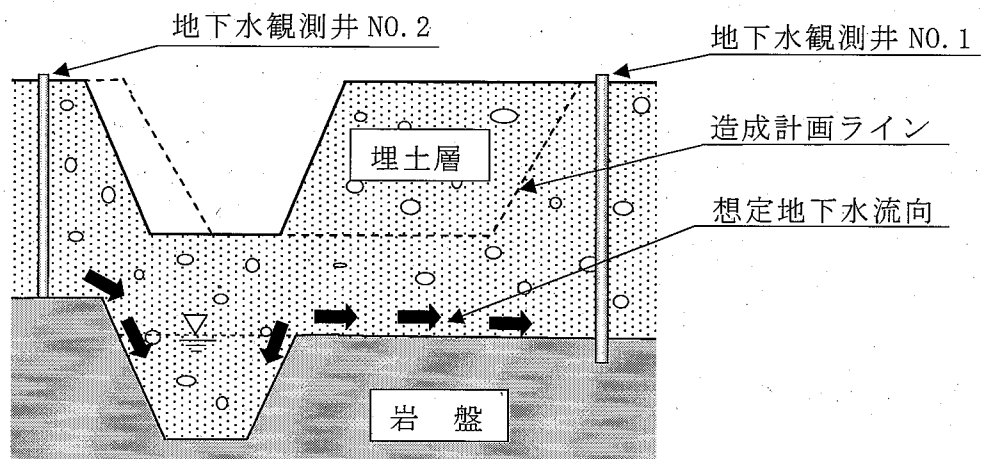


図2-2 地下水の流れと地下水観測位置

## 2. 11 処分場施設の管理

最終処分場及び附帯施設敷地の外周には、防護柵（H=1.8m）を設置し、関係者以外の立ち入りを防止する。また、当該区域が最終処分場であることを表示する立札を出入口に設置し、表示すべき事項に変更を生じた場合には速やかに書き換え、届け出を行う。

### 3 埋立作業管理

埋立作業により、周囲環境を汚染することなく安全、効率よく進め、かつ跡地の有効活用を想定した埋立作業とするため、埋立作業に、作業従業者の健康、安全を踏まえた上で、環境汚染の未然防止を図る。

#### 3. 1 管理項目

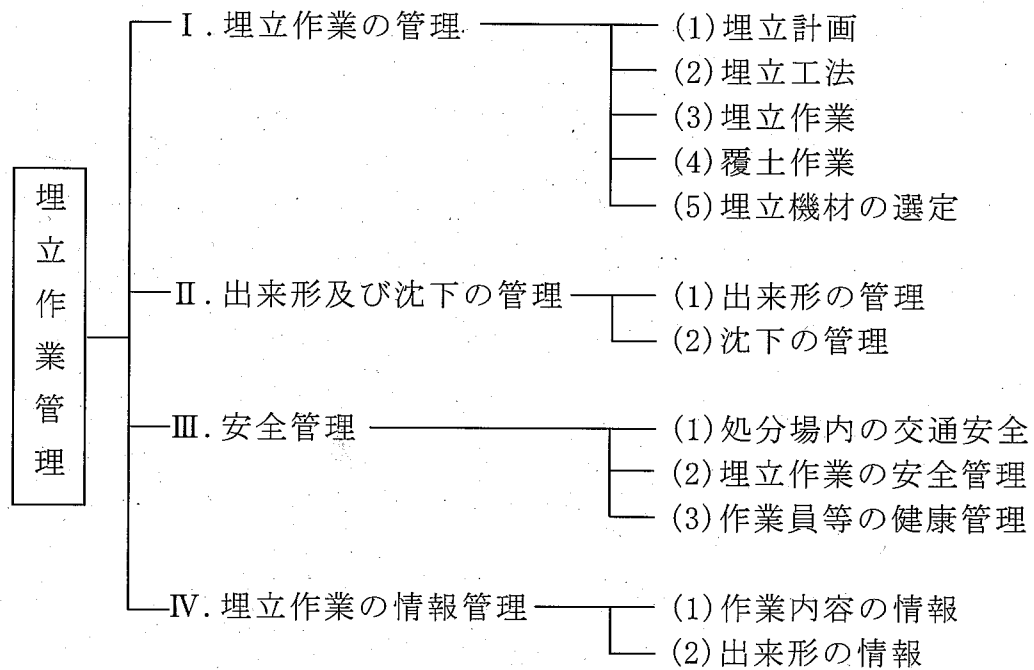


図 3 - 1 埋立作業の管理項目

##### 3. 1. 1 埋立計画

埋立は、周辺環境、埋立地の地形や気象等の自然条件、一日の埋立処分量をもとに年次計画を作成し行う。



### 3. 1. 3 埋立作業

埋立作業は、廃棄物を最終処分場へ搬入し、転圧を経て埋め立てる。覆土作業のフローを図3-4に示す。

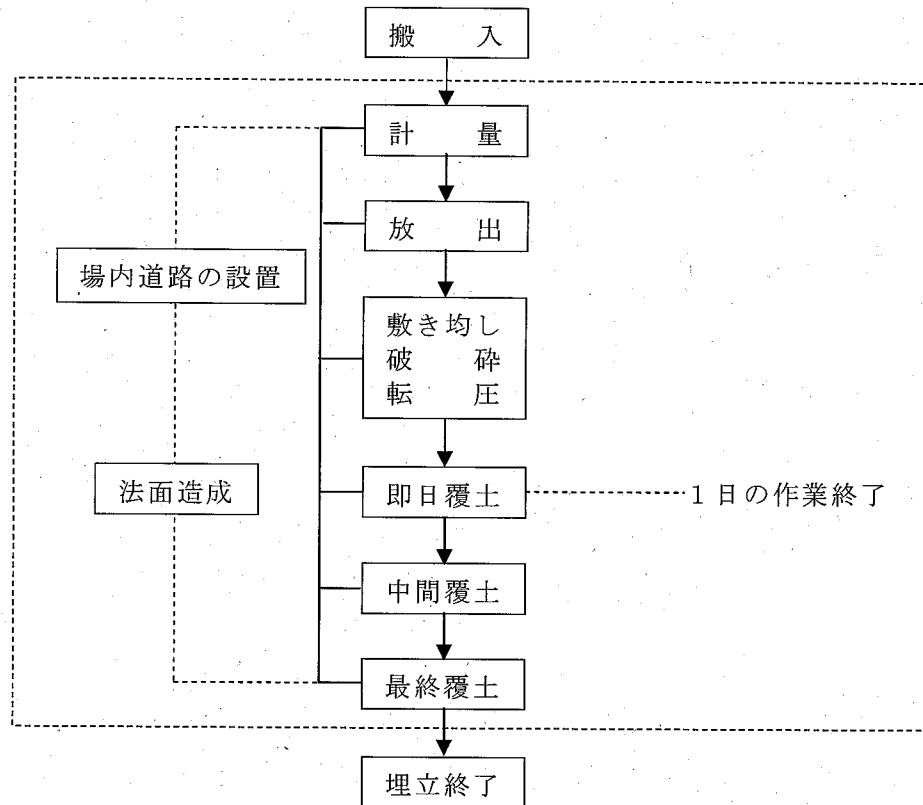


図3-4 埋立作業の流れ

敷均し、転圧については、作業の安全性及び作業効率を考慮し、水平方式とする。

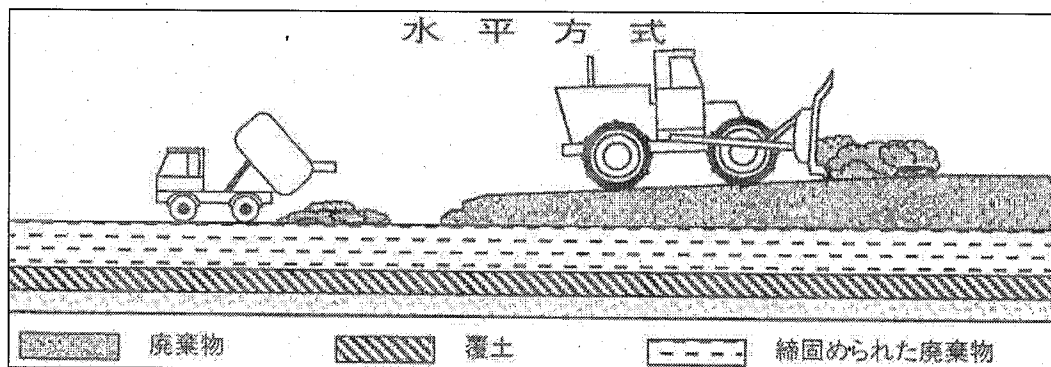


図3-5 敷均し、転圧

### 3. 1. 4 覆土作業

#### 1) 覆土作業

##### ・ 覆土の種類

##### ① 即日覆土

埋立層の厚さが一定の厚さに達したとき、もしくは1日の廃棄物処分作業が終了したとき、必要に応じて実施する。

##### ② 中間覆土

廃棄物の埋立厚3m以下毎に、廃棄物運搬車の道路地盤として使用する覆土や、比較的長期間放置される埋立部分の雨水排除を目的として行う（厚さ50cm）。

##### ③ 最終覆土

廃棄物の埋立が部分的にあるいは全体が終わった時点で、その最上層に実施する覆土で、景観の向上、跡地利用、浸出水量の削減等を目的に行う（厚さ50cm）。

#### 2) 覆土材

##### ・ 中間覆土材

中間覆土材は作業性の良い礫質土等を選定して行う。

##### ・ 最終覆土材

降雨の侵食に対し、強い抵抗力があり、透水性の低い植生に適した粘性土を使用する。

#### 3) 埋立厚さの確認

中間覆土を行う際の埋立厚さの確認は、法面及び縦排水管へのマーキングにより行う。また、全体の出来形測定は年2回の水準測量によって行う。

### 3. 1. 5 覆土量の算定

覆土量は、埋立一層厚さを3m以下とし、かつ一層毎に土砂50cmを覆土することとして図3-6により算定する。

この図より、当該計画処分量に対する中間覆土量は、計画処分量100,000m<sup>3</sup>より11,800m<sup>3</sup>とする。

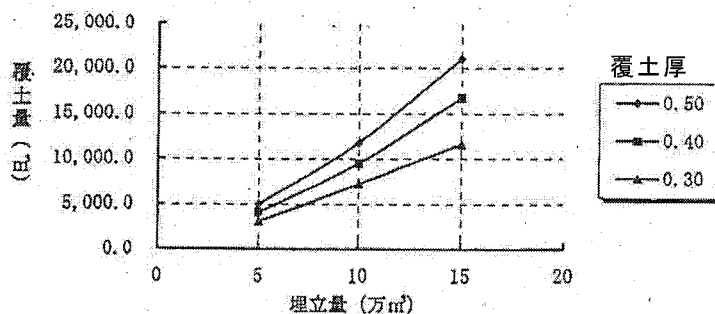


図3-6 覆土厚による覆土量

### 3. 1. 6 埋立機材の選定

埋立機材の使用機種については、1日当りの廃棄物の搬入量（10tトラック1台程度）が少量のため、ブルドーザーを選定した。

また、覆土作業においても、覆土用土砂の押均し作業に最適である。

### 3. 2 出来形及び沈下の管理

定期的に来形管理を実施して、埋立廃棄物量や処分場の残容量等を的確に記録するとともに随時活用できるように整理・保管しておく。

#### 3. 2. 1 出来形の管理

出来形の測定は、処分場を複数の管理区画に区切って行う。

#### 3. 2. 2 沈下管理

沈下の測定データは、埋立地盤や在来地盤の安定化の確認とともに正確な埋立可能期間の把握、跡地の適正な利用計画やその概略設計にあたっての基本的な技術資料として必要であるので、定期的な測定して得られたデータを十分活用できるように整理、保管しておく。

廃棄物埋立地盤の沈下は、主として以下の要因別沈下の複合したものと考えられる。

- ① 廃棄物の自重による圧縮沈下
- ② 廃棄物層の圧密沈下
- ③ 廃棄物の中に含まれる有機物の分解による沈下
- ④ 廃棄物層下部地盤の圧密沈下

沈下管理することによって、異常発生時の早期発見、早期対応などに利用する。

また、測定は、水準測量による沈下量の測定を基本とし、標高が把握できる方法で行う。沈下量の測定は年2回程度とする。

### 3. 3 安全管理

最終処分場の道路については、走行の安全確保ならびに作業従事者の安全確保を図る。また、埋立作業の効率を高めるために、独自の交通規制・管理、及び作業従事者の教育等を行う。

#### 3. 3. 1 処分場内の交通安全

- ・ 場内速度制限

- ① 搬入道路：30km/h 程度
- ② 管理道路：20km/h 程度
- ③ 場内道路：20km/h 程度

- ・ 標識等の設置

搬入車輛等のスムーズな通行及び事故の防止のため、必要に応じて標識・標示を設置する。

- ・ 埋立地内搬入路のスノーポールの設置

埋立地内の搬入路は急勾配（約10%）のうえ急カーブもあるため、転落防止を図る目的から路肩確認用のスノーポールを設置する。

#### 3. 3. 2 埋立作業の安全管理

##### 1) 酸欠事故防止対策

酸欠事故防止としては、以下の対策を行う。特にピット内での作業に関しては、作業開始に当り事前の酸素濃度等の測定を実施し、安全を確認する。

- ① 換気：ピット内の換気、送風量等
- ② 測定：作業環境測定基準の遵守
- ③ 保護具等：保護具（酸素マスク等）の着用
- ④ 教育：保護具の使用方法等の徹底

##### 2) 火災発生防止の対策

火災発生防止の対策として、消火器を設置し通報・消火体制を確立する。

#### 3. 3. 3 作業員等の健康管理

埋立の進行とともに作業従事者の健康・安全を最優先に考える。年1回の作業従事者の健康診断を実施する。

### 3. 4 埋立作業の情報管理

#### ・埋立作業情報の必要性

日々の搬入される埋立量等は、搬入管理情報に記録する。また、埋立場所、埋立厚さ等の出来形、敷均し・転圧・締固めの程度等の情報は、埋立の図面を作成し、管理する。

### 3. 5 処分場の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した時点に於いて、50 cm以上の土砂により埋立地を覆い開口部を閉鎖する。

また、閉鎖後においても防護柵を残存させ、この範囲が埋立地であったことを明かにする。



## 4 環境管理

埋立てられる廃棄物、浸出水及び発生ガス等によって、周辺環境に影響を及ぼすことのないように、定期的に測定や未然防止対策を行う。

最終処分場が周辺環境に影響を及ぼす可能性のある事象は、

- ① 浸出水、放流水による水質汚濁
  - ② 発生ガスによる火災、悪臭、植物の枯死等
  - ③ 埋め立てられた廃棄物による悪臭
  - ④ 埋立機材や搬入車両等による騒音・振動
  - ⑤ 埋め立てられた廃棄物の飛散による周辺の汚染
- などが想定される。

### 4.1 浸出水の管理

水処理施設の適正な管理のために、下記の測定を行う。

#### ・水量・水質の測定項目と測定方法

浸出水の測定は、原則として以下の項目について行う。

- ① 天気
  - ② 気温および湿度
  - ③ 降水量
  - ④ 積雪量
  - ⑤ 浸出水の水量
  - ⑥ 浸出水の水質 (pH)
- } 1回/日

#### 4. 2 放流水の管理

放流水の水量及び水質測定は、放流先の河川等公共用水域に対する影響の把握及び浸出水処理施設の処理効率を把握する上で、定期的かつ継続的な放流水の測定管理が必要である。

##### 4. 2. 1 水量・水質の測定地点

放流水の測定地点は、浸出水処理施設の運転状況を知るために、浄化・希釈等を受けていない浸出水処理施設の流出点と放流点を測定する。

##### 4. 2. 2 測定頻度

p 5 表 2 - 1 のとおり実施する。

#### 4. 3 発生ガスの管理

発生ガスの測定地点は、ガス抜き管の設置位置とする。

##### 4. 3. 1 発生ガスの測定項目

発生ガスの測定は、原則として以下の項目を行う。

- ① 天気
- ② 気温
- ③ 測定時の気圧
- ④ ガス温度（廃棄物層内温度、埋立深さによって変化する。）
- ⑤ 発生ガス流量
- ⑥ 発生ガス組成
  - メタン ( $\text{CH}_4$ )
  - 二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ )
  - 窒素 ( $\text{N}_2$ )
  - 酸素 ( $\text{O}_2$ )
- ⑦ その他必要と思われるもの

##### 4. 3. 2 発生ガスの測定頻度

発生ガスの測定頻度は、年 2 回以上とする。メタンガスは月 1 回程度、その他の項目については年 2 回程度以上の測定を実施する。

#### 4. 4 水質汚濁防止

最終処分場が、地下水に影響を与えることがないよう、定期的に周辺環境の水質測定等を行う。

##### 4. 4. 1 水質の測定地点

水質の測定地点は、処分場施設東側と西側の2点の観測井（φ100 L=20m）から採取し水質検査を行う。

##### 4. 4. 2 水質汚濁物質の測定項目

処分場埋立開始前に、表4-1に関する地下水質検査項目及び電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し記録を行う。また水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には原因の調査及び、生活環境の保全上必要な対策を行う。

表4-1 地下水質検査項目と基準値

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 (mg/L) 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 (mg/L) 以下
六価クロム	0.05 (mg/L) 以下
砒素	0.01 (mg/L) 以下
総水銀	0.0005 (mg/L) 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 (mg/L) 以下
四塩化炭素	0.002 (mg/L) 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 (mg/L) 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 (mg/L) 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 (mg/L) 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 (mg/L) 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 (mg/L) 以下
トリクロロエチレン	0.03 (mg/L) 以下
テトラクロロエチレン	0.01 (mg/L) 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 (mg/L) 以下
チウラム	0.006 (mg/L) 以下
シマジン	0.003 (mg/L) 以下
チオベンカルブ	0.02 (mg/L) 以下
ベンゼン	0.01 (mg/L) 以下
セレン	0.01 (mg/L) 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 (mg/L) 以下
ふっ素	0.8 (mg/L) 以下
ほう素	1 (mg/L) 以下
ダイオキシン類	1 (pg-TEQ/L) 以下

#### 4. 4. 3 水質汚濁物質の測定頻度

- ① 地下水検査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・1回/年
- ② 電気伝導率及び塩化物イオン濃度・・・・1回/月

※ 測定の結果②について異常が認められた場合には①についても測定し記録を行う。

#### 4. 5 悪臭防止

埋立てる廃棄物が悪臭を発生させる廃棄物ではないので悪臭防止方法は規定しない。ただし万一発生が見られる場合は、臭気測定を行い必要に応じ防止対策を実施する。

#### 4. 6 騒音・振動防止

当該最終処分場から発生する騒音・振動に関する周辺住民への悪影響は、設置場所が露天掘採炭跡地で居住者がなく、発生しない。

また、運搬車両による騒音振動についても、運搬経路に居住者がいないことや、運搬頻度が1日7回程度で、速度制限を厳守するため悪影響はない。ただし、苦情等により発生が明かとなった場合には、十分な対応を行う。

#### 4. 7 廃棄物の飛散防止

埋め立てられた廃棄物が飛散し、周辺環境を悪化させないように、即日覆土及び中間覆土を行い、飛散を防止する。

ごみの飛散対策は最新の気象情報により対策を講じる。

#### 4. 8 衛生害虫獣対策

埋立廃棄物は、焼却灰であり有機物はほとんど含有していないことから衛生害虫獣の発生はないと考えられるが、適時有効な覆土を行い、繁殖防止に努めるものとする。また駆除が必要な場合は薬剤散布等を行う。

## 5 処分場の廃止

### 5.1 管理記録の保管

跡地利用計画は、緑地化による復元であり具体的な用途は計画していない。ただし廃止後計画変更により当該地が別な用途で利用される場合も想定されることから、利用計画策定の資料とするため維持管理記録を保管する。

### 5.2 廃止基準

最終処分場の廃止は、以下の廃止基準に適合した場合に行う。

- (1) 最終処分場の外へ悪臭発散防止に必要な措置が講じられていること
- (2) 火災発生防止に必要な措置が講じられていること。
- (3) ねずみの成育、蚊、はえ等害虫の発生防止のための必要な措置が講じられていること。
- (4) 地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること。
- (5) 浸出水の水質が、次の項目・頻度で2年以上の間、排水基準に適合していること
  - ① 水基準等の項目を6ヶ月に1回以上測定する
  - ② pH、BOD、SSを3ヶ月に1回以上測定する
- (6) 埋立地からのガスがほとんど認められない、またはガスの発生の増加が2年間以上にわたり認められないこと。
- (7) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して、異常な高温となっていないこと。
- (8) 概ね50cm以上の覆土により、開口部が閉鎖されていること。

### 5.3 埋立地の遮水工

廃止後、雨水が埋立地内に貯留することを防止するため、下図に示すように廃止時は埋立地上面に遮水シート及び遮水盛土を施工する。

